

静岡市移住プロモーション業務 公募型プロポーザル実施要領

静岡市 総合政策局 企画課

1 趣旨

静岡市ではこれまで、東京・有楽町の「静岡市移住支援センター」における移住相談、移住セミナーや相談会を開催しており、また、「お試し住宅」や「移住体験ツアー」による現地案内等の取組を実施してきた。さらに、新たな取組として「移住者住宅確保応援補助金」及び「移住者就職応援補助金」を創設し、積極的に移住促進事業を行っている。

本業務はこれらの補助金を中心に各種移住促進事業を効果的かつ効率的に地方への移住検討者に対して情報発信すること、また、その情報発信を効果的なデザインで統一することで「移住」といえば「静岡市」というイメージを広く周知することなどにより、移住者の増加に繋げることを目的として実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 総政企広第2号 静岡市移住プロモーション業務

(2) 業務内容

別紙「静岡市移住プロモーション業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約上限金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税10%を含む）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けてい

る者を除く。)でないこと。

- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注 意 事 項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和7年6月9日(月)	企画課ホームページ上で公開 します。
質問書受付期間	6月9日(月)から 6月16日(月)午後5時まで	質問票【様式5】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書等提出期限 (提出書類等一式)	7月3日(木)午後5時必着	静岡市役所 静岡庁舎まで持 参又は郵送 ※詳細は「6」記載のとおり
書類選考(1次選考)結 果の通知 (実施した場合)	7月9日(水)以降	※詳細は「8(1)」記載のと おり
プレゼンテーション(2 次選考)	7月15日(火)	※詳細は「8(2)」記載のと おり
最終審査結果の通知	7月17日(木)以降	プレゼンテーション(2次選 考)の参加者全てに通知しま す。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領及び仕様書の内容についての質問は、「質問票」【様式5】に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びFAXでの提出は受け付けない。電子メールのタイトルは「静岡市移住プロモーション業務 質問票 (企業名)」とすること。

なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話にて連絡すること。

宛先：ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

(2) 質問の受付期間


令和7年6月9日(月)から令和7年6月16日(月)午後5時まで

(3) 質問への回答

回答は、6月20日(金)までに随時、質問者に対し電子メールで送付するとともに、静岡市ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書【様式1】(1部)
- ② 会社概要書【様式2】(1部)
- ③ 類似業務受託実績報告書【様式3】(1部)
- ④ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式4】(1部)
- ⑤ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(直近3ヶ月以内のもの)(1部) ※コピー可
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書(直近1年分)(1部) コピー可
- ⑦ 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの) 1部(コピー可)
 - ・国税：その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑧ 企画提案書 ※詳細は「7」記載のとおり(6部)
 - ・企画提案書は、電子データでも提出すること。
 - ・なお電子データは、以下のURL又は右記QRコードより提出すること。
<<https://logoform.jp/form/79j2/1071287>>
- ⑨ 見積書(1部)
 - ・金額は**税抜で記載**すること。また、積算内訳を記載し、代表者印を押印すること。
 - ・見積上限額 **10,000,000円(税込)**を超えないこと。
 - ・見積書は、取組項目ごとの明細が詳細にわかるものとする。

(2) 提出期限

令和7年7月3日(木)午後5時必着

(3) 提出方法

下記まで持参又は郵送により提出。(郵送の場合は書留郵便等の記録が残るものに限る。)

提出先：静岡市役所 静岡庁舎 1 2 階

静岡市企画課 移住・SDGs 推進係

(〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号)

受付時間：土日及び祝日を除く午前 9 時～正午及び午後 1 時～午後 5 時

7 企画提案書について

(1) 企画提案に求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、提案書の内容は、「審査基準(別紙)」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

① 業務実施計画概要(実施スケジュール(制作及び運用)・業務実施体制など)

② デザインのガイドラインを活用し、ターゲットに対し、どのように静岡市の移住を訴求するかについての考え方の概要。また、デザインガイドラインを利用したサンプルについても記載すること。(「移住×転職セミナーのご案内」の A 4 チラシと「移住補助金の PR」の Instagram 広告用バナーを 1 パターン以上作成し、企画提案書に添付してください。)

※「シズオカシティ ビジュアルアイデンティティ ガイドライン」を活用する場合は、その活用方法の概要を記載し、活用しない場合は、作成予定のガイドラインのデザインの意図や活用方法を記載してください。

※掲載項目の参考として、令和 6 年度に作成したチラシとバナーの資料をご確認ください。

③ 検索サイト及び SNS への広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導の方向性(利用する媒体、インプレッション数やクリック数の目標設定の考え方、配信ターゲットの考え方などを記載してください。)

※参考資料として、令和 6 年度の実施結果資料があるため、必要な場合はお問合せください。

④ プロモーション冊子の概要(提案するプロモーション冊子の特徴(本市既存のコンテンツから改変する箇所やよりページを割く内容等)について、記載してください。)

⑤ イベント出展時の集客グッズ等の制作(移住フェア等の静岡市ブースの装飾の概要や提案の特徴について、記載してください。)

⑥ 独自提案(独自提案の狙いと効果、実施方法などの概要について記載してください。)

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版横を基本とし、それを超えるものはA4版の大きさに折り曲げること。また、データ形式はMicrosoftWord、MicrosoftPowerPoint、MicrosoftExcel、又はPDF形式とすること。
 - ② 提案書のページ数制限はないが、15分で説明できる内容とすること。
 - ③ 用紙はファイルに綴じるなど、散逸しない形とすること。
 - ④ 企画提案書のデータサイズは、モニター投影に支障のない範囲で軽量化し、10MB以下とすること。
- (3) その他留意事項
- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
 - ② 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。
 - ③ プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

8 審査及び審査項目について

(1) 書類選考（1次選考）について

- ① プロポーザル参加者が4者以上の場合は書類選考（1次選考）を実施し、書類選考（1次選考）を通過した提案についてのみ「プレゼンテーション（2次選考）」を実施する。
なお、プロポーザル参加者が3者以下の場合は書類審査（1次選考）を省略し、プレゼンテーション（2次選考）のみ実施する。
- ② 書類審査の実施結果等については、令和7年7月11日（金）以降に通知する。

(2) プレゼンテーション（2次選考）について

- ① 開催日
令和7年7月15日（火）（詳細な時間は、別途通知する。）
- ② 開催場所
静岡市役所 静岡庁舎 17階 171・172会議室（静岡市葵区追手町5番1号）
※ご案内しますので、静岡庁舎12階 企画課へお声がけください。
- ③ 審査方法等
ア 市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。
イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、採点の合計が配点の6割以上を獲得した者のうちから、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の候補者として選定する。
なお、最高得点が複数存在した場合は、「審査基準」評価項目 業務内容等②及び⑥の合計得点が高い者を候補者とする。②及び⑥の合計得点と同じだった場合は、見積金額の低い者を選定する。見積金額も同じだった場合は、くじ引きで

選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が6割未満の場合は、本業務の候補者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④ 実施方法等

ア プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者が行うこと。

イ 参加者は3名以内とする。

ウ 説明は、提出期限までに提出した「企画提案書」を用いて説明すること。

なお、モニター又はプロジェクターを静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。参加者が接続可能なWi-Fiはないため、インターネット接続が必要な場合は自前でルーター等を用意すること。

エ 説明時間については15分以内、その後の質疑応答は10分程度とする。

オ オンラインでの説明も可能とする。

(3) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

参加者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合

10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

11 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

- (3) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、参加者の負担とすること。
- (4) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (6) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (7) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例(平成15年4月1日条例第4号)第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

12 問合せ

静岡市役所 静岡庁舎 12 階 静岡市総合政策局企画課 移住・SDGs 推進係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡庁舎12階)
TEL 054-221-1022 FAX 054-221-1295
E-mail ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

静岡市移住プロモーション業務 審査基準

	評価項目	評価内容	評価点	倍率	得点
基本 事項	①企画提案全体	・本業務の趣旨を理解したうえで、デザインやプロモーションの手法が提案に反映されているか。また、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×2	10点
	②類似事業実績	・類似業務の実績などから、業務を円滑に行うことが見込めるか。	5点	×1	5点
業務 内容 等	①業務実施計画概要	・効果的かつ適切な事業計画及びスケジュールとなっているか。	5点	×1	5点
		・業務を適切かつ着実に実施できる企画運営能力、実績を持つ人員が配置されているか。	5点	×1	5点
	②デザインのガイドラインの概要や活用の方向性、サンプル	・効果的に本市への移住を促す考え方の概要が示されているか。	5点	×3	15点
		・サンプルのチラシ及びバナーの写真やイラスト、デザインについて工夫があり、視覚的に本市の魅力を訴求できる内容となっているか。	5点	×3	15点
	③検索サイト及びSNSへの広告出稿等による情報発信の実施・ウェブサイト誘導の方向性	・移住検討者に対する効果的な情報発信及び本市移住・定住情報サイトへの誘導を行うための具体的な提案内容となっており、また、効果を高める工夫があるか。	5点	×3	15点
	④プロモーション冊子の概要	・本業務の趣旨に基づき、移住検討者に対して本市の魅力を発信する提案内容となっているか。	5点	×1	5点
		・写真やイラスト、デザインについて工夫があり、視覚的に本市の魅力を訴求できる内容となっているか。	5点	×1	5点
	⑤イベント出展時の集客グッズ等の制作	・イベント出展時に、来場者の集客に繋がることが見込める、効果的なグッズ等の提案内容となっているか。	5点	×1	5点
	⑥独自提案	・提案内容に独自性があり、具体的で実現性のある内容となっているか。	5点	×3	15点
	合計			100点	

【評価点の基準】 0点：評価内容を満たさない 1点：不十分 2点：やや不十分
 3点：普通（評価内容を満たす） 4点：良い 5点：大変良い